

公定価格に関するFAQ（よくある質問）

このFAQは、単価を基に年間の運営費額を算定する際の参考となるよう作成したものです。追加・修正箇所には、網掛けをしてあります。

No.	施設・事業						事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事居			
1	○						基本部分（配置基準）	幼稚園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P12
2		○					基本部分（配置基準）	保育所の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P12
3			○				基本部分（配置基準）	認定こども園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P12
4				○			基本部分（配置基準）	家庭的保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P13
5					○		基本部分（配置基準）	小規模保育事業A型・B型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P13
6					○		基本部分（配置基準）	小規模保育事業C型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P13
7						○	基本部分（配置基準）	事業所内保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P13
8	○	○	○		○	○	基本部分（配置基準）	公定価格上の子どもの人数・年齢に応じた配置基準については、どのように計算すれば良いのか。	P13
9	○	○	○		○	○	基本部分（配置基準）	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることのできるのか。	P14
10	○	○	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	公定価格における配置基準を上回る（又は下回る）運用は可能か。	P14
11	○	○	○		○	○	基本部分（年齢区分）	子どもの年齢については、いつ時点の年齢によることになるのか。【修正】	P15
12	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	地域区分ごとの市区町村はどのようになっているのか。	P15
13	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	他の市町村の子どもが利用する場合には、地域区分は利用者の居住地の区分が適用されるのか。それとも、施設の所在地の区分が適用されるのか。	P15
14	○	○	○	○	○	○	基本部分	「公定価格の骨格案」の資料にある基本分単価の内訳には人件費、社会保険料事業主負担金、減価償却費などの経費が算定されているが、積算と異なる用途や異なる金額で人件費等を支払った場合、基本分単価は各施設・事業の実態に応じて加算・減算されるのか。	P16

No.	施設・事業						事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事			
123		○	○	○	○	○	減価償却費加算	減価償却費加算の加算要件に、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とあるが、この「国庫補助金」には、地方単独補助金が含まれるのか。また、地方単独補助金が含まれないとする場合、過去に地方単独補助金の交付金を受けている施設から減価償却費加算の申請が出されてしまった場合、市町村は同加算の認定を行わざるを得ないのか。	P39
124		○	○	○	○	○	賃借料加算	賃借料加算においては、「国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと」が要件とされているが、賃借料について、前払いによりその一部又は全部が支払われ、毎月支払う賃借料が減額されている場合の取扱いはどのようなになるのか。	P39
125	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰの加算見込額の算定に当たって、公定価格上の加減調整部分の取扱いはどのようにすればよいのか。	P40
126	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	加算見込額の算定について、各月初日の利用者子ども数で除して単価を算出するような加算の場合、処遇改善等加算の合計値を出す場合の単価に係る端数処理をどのように行えばよいのか。	P40
127	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	平均経験年数の算定に当たり、職員の勤続年数の確認はどのような書類で行うべきか。【修正】	P40
128		○	○	○	○		減価償却費加算	要件のうち、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とはどのように判断するのでしょうか。	P41
129			○				基本部分 調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	主幹保育教諭等の専任化をしていない場合とあるが、「主幹保育教諭等」としてどのような職種が対象になるのか。【修正】	P41
130	○	○	○				主幹教諭等専任加算/主任保育士専任加算/調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	「保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等」の要件はどのようなものか。	P41
131	○		○				主幹教諭等専任加算/調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	幼稚園型一時預かり事業で非在籍園児の受入れを行っているが、「一般型一時預かり事業」の要件を満たしているものとして扱ってもよいでしょうか。	P42
132			○				調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	主幹保育教諭等を専任化により子育て支援の取組を実施していない場合に該当する場合、加算を適用することができないのでしょうか。	P42
133			○				調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	1号認定子どもと2・3号認定子どもの区分で共通する事業要件である「一般型一時預かり事業」及び「障害児に対する教育・保育の提供」については、それぞれ1号認定子ども又は2・3号認定子どもが対象となるのでしょうか。	P42
134	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	平均経験年数の算定にあたり、派遣労働者や、育児休業・産前産後休業を取得している職員は算定対象になるのか。	P42
135	○	○	○	○	○	○	日割り計算	各月（3月）初日の利用者子どもの単価に加算する事項がいくつかあるが、月途中での入退所がある場合の日割り計算はどのようにするのか。【修正】	P42
136				○	○		処遇改善等加算Ⅱ	小規模保育事業所や小規模な企業主導型保育事業所では主任保育士の職位が設けられておらず、管理者と保育士のみ事業所もあるが、このような事業所が処遇改善等加算Ⅱを取得する場合には「副主任保育士等」「職務分野別リーダー」とは別に「主任保育士」の職位も設けなければならないのでしょうか	P43
137				○	○		処遇改善等加算Ⅱ	小規模保育事業や小規模な企業主導型保育事業を行う事業所について、主任保育士を処遇改善等加算Ⅱによる直接の賃金改善の対象とすることはできるのでしょうか。	P43

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
127	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	平均経験年数の算定に当たり、職員の勤続年数の確認はどのような書類で行うべきか。【修正】	平均経験年数の算定に当たり、個々の職員の勤続年数の確認に必要な書類については、国として一律の証明書を求めるものではありません。職歴証明書、雇用保険加入履歴や年金加入記録など、加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料等によって算定することが考えられます（職歴証明書によらず、雇用保険加入履歴や年金加入記録などから推認する場合は、労働条件通知書等もあわせて確認することが考えられます。）。また、記載事項としては、事業所名、職種（保育士、調理員等）、雇用形態（常勤、非常勤等）、勤務時間、雇用期間など、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」（令和2年7月30日付け通知）（以下「処遇改善等加算通知」という。）第4の1の内容が確認できるような項目が考えられます。
128	○	○	○	○				減価償却費加算	要件のうち、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とはどのように判断するのでしょうか。	減価償却費加算は、施設整備費等の国庫補助金（以下「整備費等補助金」という。）の補助対象となる整備等（株式会社の場合は、整備費等補助金の対象外であることから、整備費等補助金の補助対象と同等の整備等）を実施しながら、整備費等補助金の交付を受けない場合に加算されるものです。 減価償却費加算の適用の有無は、以下を基準に判断してください。 1. 保育所の場合 ① 減価償却費加算の適用の有無の判断は確認を受けた施設・事業所ごとの単位で行います。 一つの施設・事業所が複数の棟に分かれている場合や分園を設けている場合であっても確認を受けた施設・事業所全体で減価償却の適用の有無を判断することになります。 このため、施設・事業所の一部でも整備費等補助金 ^(注1) の交付を受けている場合は、減価償却費加算の対象になりません ^(注2) 。 (注1) 施設整備費等補助金に該当しない補助金の例示 ・ 地方自治体の単独事業による施設整備費等 ・ 創設、増築・増改築、改築、大規模修繕等以外の施設整備費等の国庫補助金（スプリンクラー設備の補助等） (注2) 減価償却費加算の対象とならない場合の例示 i 保育所等の一部（分園を含む）を整備費等補助金で整備した場合 ii 保育所等がA棟とB棟の複数の棟で構成されている場合で、A棟又はB棟の一部を整備費等補助金で整備した場合 ② 既存建物の無償譲渡を受けて教育・保育を実施している場合など、整備費等補助金の補助対象となる整備等の実施や建物の購入をせずに、保育所等として活用している場合には、減価償却費加算の対象になりません。 2. 認定こども園の場合 保育所部分の一部でも整備費等補助金の交付を受けている場合は、減価償却費加算の対象になりません。したがって、幼稚園部分について幼稚園整備補助等の国庫補助金を受けた場合でも、保育所部分を自己資金で整備した場合は減価償却費加算の対象となります。
129			○					基本部分調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	主幹保育教諭等の専任化をしていない場合とあるが、「主幹保育教諭等」としてどのような職種が対象になるのか。【修正】	副園長、教頭及び主幹保育教諭・指導保育教諭（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においては、主幹教諭・指導教諭・主任保育士）が対象になります。 なお、副園長及び教頭については幼稚園教諭免許状・保育士資格を有していない者についても、一定の条件の下、任用が可能となっており、本件専任化の対象とする場合も、免許・資格の保有は要しません。